## 実務研修の場合

別記様式第三号 (第四条関係)

不要なものを消す。

実務研修

証明書

全くの新規登録の場 合は、必ず実務研修証 明書で提出してくだ さい。

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり

を有することに相違ないことを

実務研修

証明します。

研修指導者の記入年月日。 証明者については、研修で指導した遊漁 船業務主任者又はその雇用主(遊漁船業

令和 5 年 **5** 月 **3 1** 日

証明者 横浜 次郎

者) の氏名を記入します。 遊漁船業務主任者の氏名 生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日 神奈川 太郎 使用者である遊漁船業者の氏名若しく<u>は</u> 当該証明を 名称又は実務研修を指導した遊漁船業 受ける人の の期間 主任者の氏名(遊漁船業者の登録番号 氏名と生年月日 実務研修 次郎 令和5年 5月 横浜 1 目 7時00分から ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5 月 1 日 1 4 時 0 0 分まで 5 月 令和5年 2日 7時00分から 横浜 ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5月 2 日 1 4 時 0 0 分まで 令和5年 5 月 7日 8時00分から 遊漁 次 郎 ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5月 7日13時00分まで 令和5年 5 月 遊漁 次郎 8 目 7時00分から 令和5年 5 月 ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 8 日 1 4 時 0 0 分まで 令和5年 5月11日 7時00分から 横浜 次郎 ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5月11日14時00分まで 令和5年 5月12日 8時00分から 横浜 次郎 ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5月12日15時00分まで 横浜 次郎 令和5年 5月13日10時00分から ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5月13日16時00分まで 5月16日10時00分から 横浜 次郎 令和5年 ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5月16日16時00分まで 令和5年 5月17日 9時00分から 横浜 次郎 ( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 ) 令和5年 5月17日14時00分まで 令和5年 5月20日 7時00分から 横浜 次郎

実務研修は1日5時間以上で研修日数が10日 以上である必要があります。

( 神奈川県知事第◇◆◇◆号 )

年 月10日62時 分 満

5月20日14時00分まで

※数か所で研修を受けても構わないが、その場合証明者1人について証明者別で作成、 または証明者欄に連名でそれぞれ署名捺印してもらう。

令和5年

十計

## 実務経験の場合

別記様式第三号 (第四条関係)

不要なものを消す。

実務経験

安瓜 (女

証明書

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり

実務経験

を有することに相違ないことを

証明します。

申請年月日を記入。 証明者については、遊漁船業務主任 者又はその雇用主(遊漁船業者)の 氏名を記入します。

令和5年4月1日

- 証明者

神奈川 太郎

氏名を記入しまり。						
遊漁船業務主任者の氏名 神奈川	次郎	生	年月日	昭	和〇〇年	三〇月〇〇日
使用者である遊漁船業者の氏名若しくは 名称又は実務研修を指導した遊漁船業 主任者の氏名(遊漁船業者の登録番号 受ける人の 氏名と生年月日 実務研修 実務研修						
神奈川 太郎	令和	元年	5月	1 月	時	分から
(神奈川県知事第〇〇〇〇号)	令和	5 年		1 日	· 時	分まで
	令和	年	月	日	時	分から
	令和	年	月	日	時	分まで
前回の更新年月から今回の申請月	令和	年	月	日	時	分から
■ までだと4年〇か月で分かりやす	令和	年	月	日	時	分まで
い。	令和	年	月	日	時	分から
最低、1年以上の証明が必要。	令和	年	月	日	時	分まで
	令和	年	月	日	時	分から
	令和	年	月	日		分まで
	令和	年	月	日	時	分から
	令和	年	月	日	時	分まで
	令和	年	月	日	時	分から
	令和	年	月	日		分まで
	令和	年	月	日	時	分から
	令和	年	月		時	分まで
	令和	年	月	日	時	分から
	令和	年	月		時	分まで
	令和	年	月	日	時	分から
	令和	——年	月			分まで
	合言	十二清	<b>齿 4</b> 年∶	11月	日	時分